

広島県告示第二百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年三月十二日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
渡子一丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		呉市	
町		音戸町 渡子一丁目	
大字			
字			
地番	標柱番号	地番	標柱番号
一二〇番三地 先県道敷	標柱一号	一二〇番二地 先県道敷	標柱二号及び五号
一二〇番二地 先県道敷	標柱三号及び四号	一二二番四地 先県道敷	標柱六号
一二二番四地 先県道敷	標柱七号及び九号	一一九番三	標柱八号
一一九番三	標柱八号	一二五番二	標柱十号
一二五番二	標柱十号		